

「単品スライド条項」の適用について

1 適用の趣旨

美唄市発注工事の工事請負契約約款に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となったとき」に請負代金額の変更を工期末の2ヶ月前までに請求し、工期末に契約変更する制度をいう。

手続等については、「単品スライド条項運用基準」を施行し、これに基づき適用する。詳細は、同運用基準等参照のこと。

2 対象資材

特別な要因により価格に著しい変動を生じた資材のうち、工事に大きな影響を与えると見込まれる「鋼材類」及び「燃料油」を対象とする。

「鋼材類」 H型鋼, 異形棒鋼, 厚板, 鋼矢板, 鉄鋼2次製品, ガードレール, スクラップ等
「燃料油」 軽油, ガソリン, 重油, 混合油

3 対象工事

適用時点で継続中の工事及び今後の新規契約工事で、対象資材の価格上昇に伴う増額分が、請負費の1%を超える工事。ただし、鋼材類及び燃料油のいずれかが1%を超えない場合は、その資材は適用されない。

スライド額(S) = 【鋼材類】 {搬入月の実勢価格 - 設計時点での実勢価格} × 対象数量 × 落札率 × 105/100 + 【燃料油】 {購入月の実勢価格 - 設計時点での実勢価格} × 対象数量 × 落札率 × 105/100 - スライド前の請負代金額の1%相当額

4 単品スライドの請求

請負者は、残工期が2ヶ月以上ある場合に限り、請負金額の変更請求額を計算の上、工事発注課に「様式第1」に「様式第1-1」を添付し、単品スライド条項に基づく請負代金額の変更請求を行うことができる。

ただし、工期末日が平成21年1月15日以前である場合は、残工期が2ヶ月未満であっても工期満了前であれば、平成20年11月15日までに請求することができる。

5 協議開始日の通知（請求を受けた日から7日以内）

工事発注課は、請負者の意見を聴いたうえで協議開始の日を定め、「様式第2」により請負者に通知する。

6 証明書類等の提出

請負者は、変更請求後、できる限り早期に（遅くとも協議開始日までに）各対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先、搬入日または購入月等及び変更請求額を記載した書類「様式第3」、「様式第3-1」～「様式第3-3」及びその内容を証明する書類（納品書、請求書又は領収書等）を工事発注課に提出する。

7 スライド額の算定

工事発注課は、請負者から提出された証明書等を基に価格変動後における単価を算定し、対象数量を確認のうえスライド額を算定する。（別添「美唄市単品スライド条項運用基準」等参照）

8 スライド額の協議開始（原則として、工期末の45日前の日）

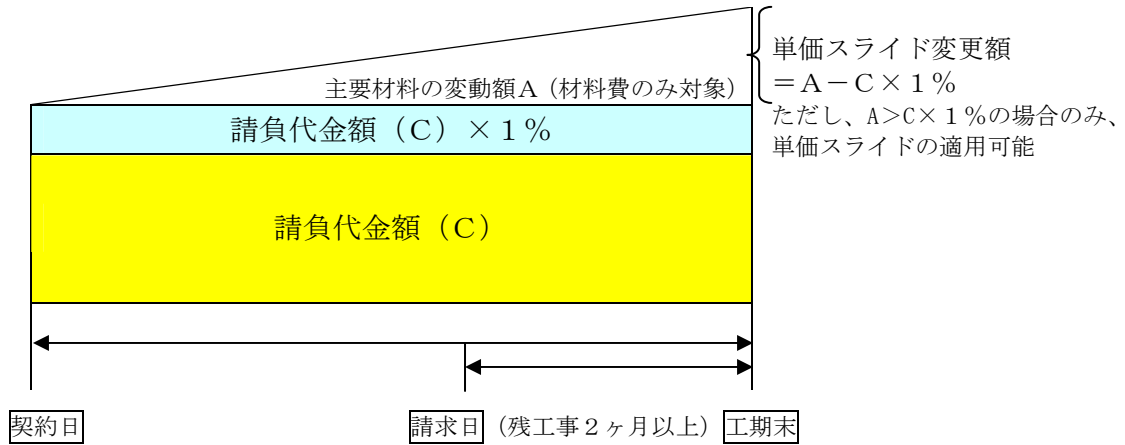
工事発注課は、算定したスライド額について協議書「様式第4」を提示し、請負者と協議する。

9 スライド額の確定（協議開始日から14日以内）

請負者は、合意したスライド額について工事発注課に承諾書「様式第5」を提出する。協議が整わない場合（請負者が承諾書を提出しない場合）は、市がスライド額を定め、「様式第6」により請負者に通知する。

10 契約変更

工事発注課は、再積算した設計書を精査したうえで設計変更し、契約管財課に契約変更を依頼する。



申請・協議の手続きフロー

美唄市建設工事請負契約約款第22条第5項並びに同約款第24条第1項及び第2項の「単品スライド条項」を適用する。

